



East Sussex College

(イギリス・ルイス ※ロンドンから電車で1時間)

イーストサセックスカレッジ英語研修

※公立カレッジ付属英語講座



Lewes

イギリスの公立カレッジの英語講座 小さなヴィレッジタウンで、じっくり学ぶ！

ロンドンから列車で1時間。鉄道駅から急勾配の坂道をのぼると、町全体を見渡せる石の古城に辿り着きます。950年前の古城跡、絵葉書から抜け出たようなかわいらしい街並み、アンティークショップ… etc. 英国らしい小さな地方都市ならではの魅力がいっぱいの町ルイス。地元っ子になった気分ですらしてみましょ！ East Sussex College の英語講座は、British Council の監査でも高評価。学びの体験も充実

「本当の英国」に出会う 小さな町「ルイス」

East Sussex College はイングランド南東部、イーストサセックス州にある公立のカレッジです。ブライトンから電車で約15分の古都ルイスの他、海辺の町イーストボーンとヘイスティングスにもキャンパスを構えています。ルイスはこじんまりとした歴史の町として知られ、治安が良く、物価も比較的安く、留学生にとっては暮らしやすさが魅力です。3つのキャンパスには、地元のイギリス人学生約5600名が様々な専門スキルや、大学進学のためのAレベル科目などを学んでいます。ルイスキャンパスの留学生は約100～150名。英語講座には平均50～80名が在籍しています。ルイスは、ロンドンから電車で1時間、週末には気軽にロンドン観光も楽しめます。

全英でも評価の高い英語講座 お手頃の留学費用にも注目！

イギリスの政府機関ブリティッシュカウンシルは、英語講座を実施する全英の語学学校・カレッジ・大学に対して品質管理のための監査制度を設けています。経験を積んだ審査官が定期的に訪問し、運営・教育・教師・設備・宿泊などのさまざまな面から調査をし、学校毎に詳細な評価を与えています。英語教育情報誌 EL Gazette は全英約350の認定校の中からブリティッシュカウンシルによる評価の上位校に対して“Centre of Excellence”の名称を与え、学校評価の目安の一つとしています。East Sussex College は公立カレッジの英語講座の中で、毎年高い評価を得ています。

Top Teacher....

公立の英語講座で、高い評価。その背景には、優秀な講師陣の存在が…。

Stephanie Hirschman

East Sussex College のシニアティーチャー。教員のスキル向上や新しい教授法の開発に取り組んでおり、ネイティブスピーカーに親しまれているゲームを、英語授業に取り入れた教授法が、「English Teaching Professional」で紹介されました。ステファニー先生の教授法では、単語をなめらかに繋ぎ、話者も聞き手も自然な英語を使うことを目指しています。教員向けの Macmillan 社の Web サイトで、ステファニー先生の教授法が月間最多の閲覧数を獲得したことも。プロの教師にとっても、注目の先生なのです。



週 21 時間授業の 「English Plus コース」

基本は週 21 時間、フルタイムで学ぶ「English Plus コース」。週 15 時間の基礎英語に、オプション科目（Plus 科目）を 6 時間をプラスして学びます。オプション科目（Plus 科目）は英語レベル、受講希望者数によって、現地で決まります。英語講座は全体の人数があまり多くないため、日本の大学の長期休暇となる 2～3 月は日本人学生の割合が多くなる傾向があります。

English Language Plus 21

※週 21 時間授業

General English

Grammar and vocabulary
Speaking, Listening,
Reading, Writing, Tutorial

Sample Options

Business, Art and Design
English through Film, Travel and Tourism
Academic English with IELTS
Additional English (3-6 hours)
Exam Preparation (ELTS, CAE, FCE) etc.

※オプション科目（Plus 科目）は時期によって内容が変わることがあります。科目ごとに対象の英語レベルが設定されています。受講人数が少ない科目は実施されない場合もあります。



二つの宿泊プランを提供 寮滞在とホームステイ

■寮滞在 ※1人部屋・シャワートイレ付

キャンパス内にある、設備の整った寮滞在です。全て一人部屋で、各室にシャワー・トイレが備わっています。6～7室ごとに共有のキッチンがあり、自炊ができます。※寮滞在は人気があるため、早めの申込が必要です。



キャンパスに隣接する学生寮



寮の周辺で、ウサギやリスに遭遇すること！



1人部屋、シャワートイレ付



共同キッチン

■ホームステイ

ホームステイ先では一人部屋と 2 食の食事が提供されます。1 家庭に、日本人を含む複数の学生が滞在する場合があります。

※注意：ルイスはホームステイの数が大変少ないため、状況によって、お申込み後に寮滞在プランにご変更いただくことがあります。その場合寮滞在料金が適用になります。予めご了承ください。



Lewes の街歩き！

South Downs

風が吹き抜ける丘の町

イーストサセックス州は、サウスダウンズと呼ばれる石灰岩を含むなだらかな丘陵地帯にあります。ルイスもダウンズに広がる丘の町。坂の登り下りがありますが、町のそこそこから、緑の丘や白亜の崖といった風光明媚で何とも清々しい風景が楽しめます。



Battle of Lewes

兵どもが夢の跡…

ウィリアム征服王の臣下ウィリアム・ドゥ・ウォーレンによりルイス城が建てられたのは今から遡ること 950 年前。城塞からはルイスの町と周辺に広がる美しい丘陵が見渡せます。ここは 13 世紀に勃発した第二次バロン戦争時の「Battle of Lewes」でも有名な土地。休日は史跡巡りの観光客も訪れます。現在は緑が広がるのどかな古戦場跡です。



Second hand shops

アンティーク好きにはたまらない！

ルイスの目抜き通りには、都会ではお目にかかれないユニークなお店やグッズが並びます。築 600 年を超える 15 世紀の建物に店を構える本屋さん「the fifteenth century」。ここは児童書や挿絵入りの本を多く取り扱う古書店。頭を屈めて入る店内には、古本の匂いとともにも何ともメルヘンな空間が広がっています。



古書店「the fifteenth century」

■旅行日程・旅行代金（2026 年・春季）

East Sussex College 英語研修

出発日 → 帰国日		期間	旅行代金
寮滞在	A 2/7 (土) → 3/1 (日)	23 日間	588,000 円
	B 2/14 (土) → 3/16 (月)	31 日間	668,000 円 （別途込み）
ホームステイ	A 2/7 (土) → 3/1 (日)	23 日間	648,000 円
	B 2/14 (土) → 3/16 (月)	31 日間	698,000 円 （別途込み）
(A) (B)		※フィンランド航空利用	※シンガポール航空利用
1	1	夜：東京（羽田）発。途中、ヘルシンキ乗継、ロンドンへ。《機中泊》	午後：東京（羽田）発。途中、シンガポール乗継、ロンドンへ。《機中泊》
2	2	午前：ロンドンヒースロー空港到着。出迎えを受け、専用車で滞在先へ。《寮 / ホームステイ滞在》	朝：ロンドンヒースロー空港到着。出迎えを受け、専用車で滞在先へ。《寮 / ホームステイ滞在》
3	3	【英語研修】 ■授業は週 21 時間。1 クラス最大 20 名、平均約 14 名。 対象の英語レベル：A2 以上 ■週 15 時間の基礎英語に加えて、オプション科目（Plus 科目）から選択して 6 時間、合計 21 時間学びます。 ※オプション科目（Plus 科目）は英語のレベル、受講人数などにより現地で決定します。 ■放課後はカレッジが企画・紹介する課外活動に任意で参加、またはフリー。 ■土・日曜日は終日フリー。近郊のブライトンやロンドンへの訪問など、イギリスの見所への小旅行を楽しみましょう。《寮 / ホームステイ滞在》	
21	28	朝：専用車でロンドンヒースロー空港へ。各自でチェックイン。 午前：ロンドン発。途中ヘルシンキ乗り継ぎ、空路東京へ。《機中泊》	午後：専用車でロンドンヒースロー空港へ。各自でチェックイン。 夜：ロンドン発。途中シンガポール乗り継ぎ、空路東京へ。《機中泊》
22	29	午後：東京（成田）着。	夕刻、シンガポールで乗換え、空路東京へ。《機中泊》
23	30		朝：東京（羽田）着。
	31		

■最小催行人数：6 名 ■添乗員：なし。現地スタッフがお世話します。
■利用予定航空会社：④日程：フィンランド航空（燃油サーチャージ別途）
⑤日程：シンガポール航空（燃油サーチャージ込み）

【旅行代金に含まれるもの】

●旅行日程に明示したエコノミークラスの航空運賃 ●到着時・帰国時のロンドンヒースロー空港へ滞在先間の往復送迎費 ●旅行日程に明示した授業料 ●寮滞在費（1 人部屋・シャワートイレ付・自炊）、またはホームステイ滞在費（1 人部屋・2 食付） ●無料で参加できる課外活動費 ●24 時間日本語ホットライン登録料

【旅行代金に含まれないもの】

上記以外の全ての費用。その一部を例示します。●羽田空港施設使用料（2,950 円） ●国際観光旅客税（1,000 円） ●海外空港諸税（28,800 円） ●燃油サーチャージ & 航空保険料：④日程 52,700 円（8/1 現在の目安）、⑤日程 0 円（なし） ※上記は旅行代金と一緒に支払う下さい。 ●教材費 ●超過手荷物料金 ●渡航諸手続費用 ●現地での個人的諸費用 ●有料で参加する課外活動費 ●寮滞在は朝昼夕食の食費、ホームステイは毎日の昼食代と通学交通費 ●電子渡航認証 ETA 申請料 £16 ●海外旅行保険費用
※このコースは、宿泊が大変混み合うため、10 月末迄のお申込みをおすすめします。

Lewes FC

英国フットボールの原風景

サッカーファンの昨今の話は青天井になる選手の移籍金。でもイングランド 7 部相当のアマチュアリーグ所属のこの町のチーム「ルイス FC」はその話題と対極に位置します。2008 年の財政危機以来、ファンが出資して経営権を保有し、地元コミュニティのために相互利益を生むクラブ運営に舵を切ったのです。現在は約 1200 人のオーナーが存在します。人と関わり力を合わせて良いものを維持し続ける事が、いかに人生と社会を豊かにする大切なことか。イギリス社会の魅力が垣間見える話題です。



Guy Fawkes Night

歴史を伝える火祭り

1605 年カトリック教徒の過激派によるテロ未遂事件がロンドンで発生。以来 11 月初旬に平和を願って花火を打ち上げたり、実行犯の一人であるガイ・フォークスを模した人形を燃やしたりする習慣が、イギリス各地に定着しました。ルイスのガイ・フォークス・ナイトは英国内で最大規模として知られています。



出発までの Step

01 プログラムの質問

プログラムの内容をもっと知りたい！そんな時は UTS までご連絡ください。オンライン (ZOOM)、ご来社、お電話、E-mail など、ご都合に合わせてお気軽にご相談下さい。

プログラムの質問は
こちらから



UTS 国際教育センター
(株)ユーティエス

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-12-15

日本薬学会 長井記念館ビル 1 階

渋谷駅ヒカリエ方面出口から徒歩約 10 分

営業時間：月～金曜日 9～17 時 ※祝日休

TEL 03-6418-0711 uts-group@uts-japan.co.jp

02 申込み手続き

明治大学のキャンパスサポートのホームページより、申込登録フォームの送信を行ってください。フォーム受信後に正式な申込み手続きについてご案内いたします。

正式お申込みには、所定の申込フォームのご提出、申込金 50,000 円（旅行代金のご提出に充当）のお支払いの手続き等を大学のキャンパスサポートにて行っていただきます。



プログラムの受入れ確定後、必要書類、出発までの準備に関する書類について、郵送でご案内をします。

03 渡航準備、出発

■渡航準備のご案内をお送りします

- ・パスポート取得
- ・電子渡航認証 (ETA) 取得 ※日本国籍 ※国籍によりビザの取得が必要になることもあります。お申込み時にご案内します。
- ・海外旅行保険の加入 ※大学指定の保険に加入が必要です。
- ・現地通貨、海外対応の携帯 SIM の準備

■旅行代金の支払い

大学のキャンパスサポートにてお支払いいただきます。

■オリエンテーション

出発前のオリエンテーションを対面または ZOOM で行います。

■出発

指定の空港カウンターに集合し、出発。

旅行条件 申し込む前にお読み下さい

＜募集型企画旅行＞本条件書は旅行業法第 12 条の 4・5 に定める取扱い条件説明書および契約書面の一部となります

【1】当社パンフレットについて

当社のパンフレットは、旅行業法第 12 条の 4 に定める取り引き条件の説明書面及び同法 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

【2】募集型企画旅行契約

1. この旅行は、株式会社ユーティエス（以下「当社」といいます）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
2. 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。
3. 旅行契約の内容は、パンフレット、本旅行条件書、申込書、出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表）及び当社主催旅行契約約款によります。

【3】旅行の申込と旅行契約の締結

1. 当社所定の申込書に記入の上、申込金 50,000 円を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金の一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社が予約の承諾をし、申込書と申込金を受領したときに成立するものとします。
2. 当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、旅行者は、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して 3 日以内に、当社に申込書と申込金を提出しなければなりません。期間内に申込金を提出しない場合は、当社は予約はなかったものとして取り扱います。

【4】お申し込み条件

1. 当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないときは、お申込をお断りすることがあります。
2. 障害、疾患をお持ちの方、あるいは現在健康を書いている方などで特別な配慮を必要とする場合はお申込み時にお申し出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。必要に応じて医師の診断書を提出して頂きます。また旅行の実施に支障をきたすと当社が判断する場合は同伴者の同行を条件とさせて頂くか、ご負担の少ないほかの旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
3. お客様がご旅行中に疾病、障害その他の事により医師の診断または治療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるために必要な措置をとらせていただきます。これにかかると一切の費用はお客様の負担となります。
4. お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
5. その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りすることがあります。

【5】確定書面

1. 確定した旅行日程、航空機の便名および宿泊先については旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目に当たる日）以降に旅行契約の申込みがなされた場合にあっては、旅行開始日）までにお渡しいたします。
2. 前 1 の確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

【6】旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日から起算して、さかのぼって 21 日目に当たる日より前にお支払いいただきます。

【7】渡航手続き

旅行に要する旅券、査証、予防接種などの渡航手続きはお客様ご自身の責任とご負担で行っていただきます。

【8】旅行代金に含まれるもの

1. 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用交通機関の運賃
2. 旅行日程に含まれる送迎車等の料金（空港、駅と宿泊場所）。
3. 旅行日程に明示した観光の料金。
4. 旅行日程に明示した宿泊の料金及税サービス料。
5. 旅行日程に明示した食料料金。
6. 航空機による手荷物の運搬料金。お一人様 1 個の手荷物で 23kg 以内のものが原則ですが、方面・等級により異なります。手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送委託手続きを代行するものです。
7. 添乗員付コースの場合の添乗員同行費用。
* 上記の諸費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても費用の払戻しはいたしません。

【9】旅行代金に含まれないもの

第 8 項に記載されたものの他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

1. 超過手荷物料金。
2. クリーニング代、電報電話代、個人的に支払った心付、その他の個人的性質の諸費用及びそれに伴うサービス料。
3. 渡航手続き関係諸費用（旅券印紙代、査証料、予防接種料金、渡航手続き代行料金）。
4. 運送機関が課す付加運賃・料金（燃油サーチャージ）。
5. 日本国内の空港施設使用料、海外空港諸税。
6. 日本国内におけるご自宅～発着空港間の交通費、宿泊費。
7. コースに明示された場合を除き、研修中に使用する教材費。
8. 研修中に希望者に対して実施される課外活動や小旅行。

【10】旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ理由

を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは変更後に説明します。

【11】旅行代金の変更

当社は旅行契約締結後であっても、次の場合には旅行代金を変更します。

1. 利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更します。
2. 当社は、前 1 の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目に当たる日より前に旅行者にその旨を通知します。
3. 当社は第 10 項の規定に基づき旅行内容が変更され、旅行の実施に要する費用が増額または減少したときはその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。

【12】旅行契約の解除・払戻し

1. 旅行出発前の解除

【1】お客様の解除権

アお客様は、いつでも下記に定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、当社の営業時間内にお受けします。

〈別表 1〉

区分	取消料
旅行開始日がピーク時の旅行であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 40 日目に当たる日以降 31 日目に当たる日まで	旅行代金の 10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30 日目に当たる日以降 3 日目に当たる日まで	旅行代金の 20%
旅行開始日の前々日以降旅行開始日まで	旅行代金の 50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%

注：「ピーク時」とは、12 月 20 日から 1 月 7 日間、4 月 27 日から 5 月 6 日まで、及び 7 月 20 日から 8 月 31 日までをいいます。

イお客様は、次のいずれかに該当する場合、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

- a. 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が〈別表 2〉の左欄に挙げるものその他の重要なものであるときに限ります。
- b. 第 11 項 1 の規定に基づき旅行代金が増額されたとき。
- c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- d. 当社が旅行者に対し、第 5 項 1 の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。
- e. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

旅行条件

＜募集型企画旅行＞本条件書は旅行業法第12条の4・5に定める取扱い条件説明書および契約書面の一部となります

ウ本項「1」の【1】の「ア」により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金から所定の取消料を差し引き払戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項「1」の【1】の「イ」により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金全額を払い戻します。

【2】当社の解除権

ア当社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

a. お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。

b. お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

d. お客様の人数が契約書面に記載した最小催行人員に達しなかったとき。

e. スキー／スノーボードのように、旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。

f. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

イお客様が第6項に規定する記載する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。この時は、本項「1」の【1】の「ア」に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

ウ当社は、本項「1」の【2】の「ア」に掲げる事由により旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23日目（別表1に規定するピーク時に旅行を開始するものについては33日目）に当たる日より前に、旅行を中止する旨を旅行者に通知します。

2、旅行開始後の解除

【1】お客様の解除権

アお客様の都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをおこないません。

イ旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由により募集パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分をお客様に払い戻いたします。

【2】当社の解除権

ア当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明して、旅行契約の一部を解除することがあります。

a. お客様が病気その他の事由により旅行の継続に耐えられないと認められるとき。

b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員の指示に従わないなど団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。

イ本項「2」の【2】の「ア」に基づいて旅行契約を解除したときは、当社と旅行者との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

ウ本項「2」の【2】の「ア」に記載した事由でお客様又は当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料、その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い、又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払戻いたします。

エ本項「2」の【2】の「ア」の a. c. により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、お客様が当該旅行の出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。この場合、出発地に戻るための旅行に要する一切の費用は、旅行者の負担とします。

【13】旅行代金の払いもどし

当社は、「第11項の規定により旅行代金が減額された場合」又は「前12項の規定により旅行契約が解除された場合」において、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算

して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

【14】当社の指示

お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

【15】添乗員

添乗員の有無はパンフレットに明示します。

【16】当社の責任

- 当社は、募集企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者（以下「手配代行者」という）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- お客様が以下に例示するような事由により、損害を被った場合は、当社は原則として本項1の責任を負いません。
ア天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
イ運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更または旅行の中止。
ウ官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらのために生じる旅行日程の変更、旅行の中止。
エ自由行動中の事故。オ食中毒 カ盗難
キ運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的滞在時間の短縮
- 手荷物について生じた本項1の損害については、本項1の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、21日以内に当社に対して通知があったときに限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお一人あたり最高15万円までといたします。

【17】特別補償

- 当社は、第16項1の当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社募集型企画旅行契約約款特別補償規定で定めるところにより、お客様が主催旅行参加中に偶然かつ急激な外來の事故によりその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について補償金又は見舞金を支払います。
- 本項1にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスへの提供が一切行われない日については、その旨パンフレットに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- お客様が募集型企画旅行参加中に被った損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項1の補償金および見舞金を支払いません。ただし、当該運動が主催旅行日程に含まれている時は、この限りではありません。
- 本項1に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行された時はその金額の限度において補償金支払い義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

【18】お客様の責任

- お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の募集型企画旅行契約約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたときと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。

【19】旅程保証

- 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更（ただし次の（1）（2）（3）で規定する変更を除きます。）が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について当社に第16項1の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
- 次に掲げる事由による変更の場合は当社は変更補償金を支払いません。

ア旅行日程に支障をきたす悪天候、天災地変
イ戦乱 ウ暴動 工官公署の命令
オ欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

カ当初の運行計画によらない運送サービスの提供
キ旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

- 第12項の規定に基づいて募集型企画旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合当社は変更補償金を支払いません。
- 次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更であっても、「最終旅行日程表に記載した日程からの変更の場合で、募集パンフレットに記載した範囲内の旅行サービスへの変更である場合」は、当社は変更補償金を支払いません。
- 当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者一名に対して一旅行契約につき旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。また、旅行者一名に対して一旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

（別表2）

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
(1) 契約書面に記載した旅行出発日、または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
(2) 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます）その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
(3) 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金へのの変更（変更後の等級および施設の料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限りします。）	1.0%	2.0%
(4) 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
(5) 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
(6) 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
(7) 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0%	2.0%
(8) 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備または景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
(9) 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1：「旅行開始前」とは当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合を言い、「旅行開始後」とは当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合を言います。
注2：増定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「増定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と増定書面の記載内容との間又は増定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。
注3：第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。
注4：第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
注5：第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗船等又は一泊につき一件として取り扱います。
注6：第九号に掲げる変更については、第一号から第八号までの率を適用せず、第九号によります。

【20】その他

- お客様が個人的な案内・買い物等を添乗員や現地係員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我・疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様に負担していただきます。
- お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しては、お客様の責任で購入していただきます。
- 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- 使用航空座席は特に明示しない場合は原則としてエコノミークラスを使用します。
- 発着空港と旅行契約の範囲については、例えば「東京発」とパンフレット等に明示した場合で、日本国内の東京以外の他の空港から「追加料金なし又は所定の追加料金でご参加が可能な旨」を表示した場合でも、旅行契約の範囲は「東京発から東京着まで」となります。

【総合旅行業務取扱管理者：永原 聡】

個人情報について

当社は旅行申込みの際に提出されたお申込書に記載された個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレスなど）について、お客様との間の連絡に利用させていただく他、申し込みいただいた旅行における運送・宿泊・現地受入機関等の提供するサービス手配のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。このほか当社では、旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い、アンケートのお願い、統計資料の作成などに、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

◆旅行企画・実施：

UTS国際教育センター（株）ユーティエス

観光庁長官登録旅行業第714号 JATA正会員

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-12-15

日本薬学会 長井記念館ビル1階

営業時間：月～金曜 9時～17時 ※祝日休

TEL 03-6418-0711 ✉ uts-group@uts-japan.co.jp